

農地法第3条許可申請に対する許可までの流れ

農地法第3条の許可申請については、毎月15日(15日が休日であれば翌日)まで申請していただければ、翌月の総会にて審議されます。

許可申請から許可までの流れは下記のとおりです。

「農地法第3条許可申請書」の提出【毎月15日(締切日)】

1. 必要書類を添付して、農業委員会へ提出してください。
※ 必要書類については、前橋市ホームページの農業委員会に掲載している提供書式(3条許可添付書類)を参照願います。
2. 申請人は、売り手(貸し手)(農地の所有者等)と買い手(借り手)との連名による申請となります。
3. 申請書の記入漏れや、添付書類が揃っているか等をチェックして、受付を行ないます。

補正期限【15日(締切日)から、3日以内】

申請書の記入漏れや、添付書類が揃っていない場合は、締切日から、3日以内(補正期限の日が休日であれば翌日)に補正をお願いします。

現地調査【翌月の2日前後に実施】

総会に、調査班を設置して、提出された申請書を基に、農業委員及び事務局で現地確認・聞き取り調査を実施し、許可基準に照らし合わせて個別に審査を行ないます。

「総会」での審議【翌月の7日前後に開催】

総会において、調査班の現地確認・聞き取り調査の結果を踏まえて、許可申請のあった案件について、許可基準に照らし合わせて審議を行います。

農業委員会処分

農業委員会は、申請者(代理人)に連絡し、指令書を交付いたします。

翌月の10日前後に
許可指令書を交付

許可の場合

許可指令書を交付

不許可の場合

不許可指令書を交付

標準処理期間

前橋市農業委員会では、農地法第3条許可の農業委員会処分案件事務処理について、締切日までに申請書を受理したものについては、締切日から許可までの標準処理期間を【30日】と定め、迅速な事務処理による行政サービスの向上に努めています。